

(提案理由)

勸奨退職特例措置を延長するとともに、教育公務員特例法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第99号議案

特別区競馬組合の規約変更について

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

特別区競馬組合の規約変更について

特別区競馬組合の規約を左記のとおり変更する。

記

特別区競馬組規約の一部を変更する規約

特別区競馬組規約(昭和25年10月6日東京都知事許可)の一部を次のように変更する。

第3条の次に次の1条を加える。

(地方公営企業法の適用)

第3条の2 この組合の事務執行については、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定に基づき、同法の財務規定等を適用する。

第10条第1項中「、副管理者3人及び収入役1人」を「及び副管理者3人」に改め、同条第2項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改める。

第11条第2項中「、収入役は、関係特別区の区長のうちから」を削る。

第16条中「、収入役」を削る。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

公営企業会計の導入により費用と収益の関係及び資産と負債の状況を明確にし、競馬事業の適切な運

営を行うため、特別区競馬組規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき、この案を提出いたします。

第100号議案

足立区立地域集会所条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立地域集会所条例の一部を改正する条例  
足立区立地域集会所条例(昭和61年足立区条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

同 桑袋地域集会所

同 花畑八丁目2番6号

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

桑袋地域集会所を設置する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第101号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例  
足立区立学童保育室条例(昭和51年足立区条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

足立区立千寿第五学童 保育室	東京都足立区足立一丁目 13番10号
-------------------	-----------------------

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

千寿第五学童保育室を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。

#### 第102号議案

財団法人足立区国際親善協会の助成に  
関する条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

財団法人足立区国際親善協会の助成に  
関する条例を廃止する条例

財団法人足立区国際親善協会の助成に関する条例  
(平成元年足立区条例第43号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成14年3月31日をもって解散した財団法人  
足立区国際親善協会に対する補助金の清算が完了し  
たので、この条例案を提出いたします。

#### 第103号議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区高齢者在宅サービスセンター条例

(目的)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律

第133号)第15条第2項の規定に基づき、足立区高齢者在宅サービスセンター(以下「在宅サービスセンター」という。)を設置することにより、在宅の虚弱高齢者及び介護を要する高齢者並びにその介護者等に対して在宅生活を維持するうえで必要なサービスを提供することを目的とする。  
(名称及び位置)

第2条 在宅サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 足立区高齢者在宅サービスセンター西新井  
位置 東京都足立区西新井二丁目5番5号  
(事業)

第3条 在宅サービスセンターは、次に掲げる事業を行う。

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する通所介護に関すること。
- 2 食事の提供に関すること。
- 3 生きがい活動支援通所事業に関すること。
- 4 高齢者の家族に対する相談及び指導に関すること。
- 5 地域交流スペースの貸出に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業  
(利用対象者)

第4条 在宅サービスセンターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 法第19条第1項の規定による要介護認定を受けた者
- 2 法第19条第2項の規定による要支援認定を受けた者
- 3 区内に住所を有する65歳以上の在宅生活をしている者で、かつ、日常生活に援護を必要とするもの及びその介護者
- 4 前3号に掲げるもののほか、区長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、前条第5号に規定す